

旧	新
第8編 鉄道災害対策編 第1章 災害予防 第2節 鉄軌道車両の安全性の確保 □<u>科学技術の進歩、交通環境の変化に対応して鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを行うとともに、車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準に反映させる。</u> □<u>鉄軌道事業者に対し、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるよう指導する。また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるよう指導する。</u> (略) 第11節 防災に関する研究の推進 □鉄道に関する公益的研究機関においては、事故災害防止のための研究開発をより一層推進することにより、鉄軌道交通の安全性の向上に努めるものとする。 □<u>国土交通省は、</u>研究機関と緊密な連携を図りつつ、研究成果を施策に反映させるとともに、その活用の促進を図るものとする。 第12節 再発防止対策の実施 □鉄軌道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。 □鉄軌道事業者とともに事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。 □大規模な鉄道事故の発生後、類似の再発を防止するため、各鉄軌道事業者に事故情報の提供を行うとともに、定期的に開催される鉄道保安連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努める。 (略) 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の応急対策 第1 活動体制の確立	第8編 鉄道災害対策編 第1章 災害予防 第2節 鉄軌道車両の安全性の確保 □<u>鉄軌道車両に導入された新技術、車両故障等の原因分析結果及び車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準に反映させる。</u> □<u>鉄軌道車両の検査については、IT技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して研修担当者の教育訓練内容の充実にを図る。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより車両故障等の予防を図る。</u> (略) 第11節 防災に関する研究の推進 □鉄道に関する公益的研究機関においては、事故災害防止のための研究開発をより一層推進することにより、鉄軌道交通の安全性の向上に努めるものとする。 □研究機関と緊密な連携を図りつつ、研究成果を施策に反映させるとともに、その活用の促進を図るものとする。 第12節 再発防止対策の実施 □鉄軌道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。 □鉄軌道事業者とともに事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。 □大規模な鉄道事故の発生後、類似の再発を防止するため、各鉄軌道事業者に事故情報の提供を行うとともに、定期的に開催される鉄道保安連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努める。 □<u>航空・鉄道事故調査委員会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。</u> (略) 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の応急対策 第1 活動体制の確立

第8編 鉄道災害対策編

- 鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。
- 鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣する。
- 収集された情報により大規模な被害が発生し、関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるときは、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

第2 政府対策本部等への対応

- 大規模な鉄道事故発生時には、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて関係省庁連絡会議を開催する。
- 関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に從事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第3 情報の収集・伝達

- 大規模な鉄道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣情報調査室〕、関係省庁〔警察庁、消防庁、防衛庁等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
- 大規模な鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等については、被害規模を迅速に把握するとともに、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等より受け取る被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣情報調査室〕及び関係機関に連絡する。
- 社会的影響が大きい大規模な鉄道災害が発生した場合、被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣情報調査室〕に連絡する。

- 鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。
- 鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣する。
- 収集された情報により大規模な被害が発生し、関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるときは、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

第2 政府対策本部等への対応

- 大規模な鉄道事故発生時には、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて関係省庁連絡会議を開催する。
- 関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に從事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第3 情報の収集・伝達

- 大規模な鉄道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を総理大臣官邸〔内閣情報調査室〕、関係省庁〔警察庁、消防庁、防衛庁等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
- 大規模な鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等については、被害規模を迅速に把握するとともに、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等より受け取る被害規模に関する概括的な情報等を速やかに総理大臣官邸〔内閣情報調査室〕及び関係機関に連絡する。
- 社会的影響が大きい大規模な鉄道災害が発生した場合、被害の第1次情報を速やかに総理大臣官邸〔内閣情報調査室〕に連絡する。